

大規模修繕工事 入札代行サービス
よくあるご質問

Q：施工業者は価格だけで決定されるのか。

A：本サービスは入札価格により落札者が決定いたします。

本サービスの目的は談合防止対策であるため、業者との接触を最小限としています。

そのため、各社からのプレゼンや価格以外の要素による施工者選定を行う事は出来ません。

Q：安価な業者を選定する事で施工品質に影響は無いのか。

A：仕様の差が生じない様、専門家（コンサルタント）による設計が行われている事を利用条件としております。同一設計による入札のため、各社の仕様は同様となります。

また、着工後の工事監理者が設定されている事も利用条件としているため、着工後もコンサルタントによる確認・指導が行われる仕組みです。

Q：コンサルタントの作成した設計内容に関するチェックは行われるか。

A：本サービスにそのような業務は含まれておりません。

Q：入札参加条件を管理組合側で設定できるか。

A：入札参加条件は「入札条件書」による内容のみとなります。入札参加資格を有する企業が極端に制限される事を防ぐため参加資格は必要最小限としております。

Q：設計を行うコンサルタント探しから行っているが紹介してもらえないか。

A：コンサルタントの紹介は行っておりませんが、コンサルタント業務を横浜市住宅供給公社が受託する事は可能です。なお、入札代行の利用をする場合に限り、公社と協定締結を行っている横浜市内の関係団体もご紹介する事が可能です。条件によりお受けできない場合もありますので詳細はお問い合わせください。

Q：入札結果の公表は行われるのか。

A：入札結果の公表は行いません。本サービスは落札＝契約ではなく、管理組合の総会決議等を経て承認される必要がございます。そのため、入札結果の公表により管理組合へ直接の営業活動などが行われることを避けるため非公表としております。サービス利用者である管理組合へは入札願末書として応札結果の一覧を成果品として提出いたします。

Q：入札代行サービスの利用を前提としてコンサルタントの募集を行っても良いか

A：問題ございません。積極的な活用をお願いいたします。

以上